

議案第 1 2 3 号

山陽小野田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

山陽小野田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
山陽小野田市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年山陽小野田市条例第
1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「同月 2 8 日」を「同月 2 6 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第123号参考資料

山陽小野田市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(普通徴収に係る保険料の納期)</p> <p>第4条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 7月1日から同月末日まで</p> <p>第2期 8月1日から同月末日まで</p> <p>第3期 9月1日から同月末日まで</p> <p>第4期 10月1日から同月末日まで</p> <p>第5期 11月1日から同月末日まで</p> <p>第6期 12月1日から<u>同月26日</u>まで</p> <p>第7期 1月1日から同月末日まで</p> <p>第8期 2月1日から同月末日まで</p> <p>第9期 3月1日から同月末日まで</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(普通徴収に係る保険料の納期)</p> <p>第4条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 7月1日から同月末日まで</p> <p>第2期 8月1日から同月末日まで</p> <p>第3期 9月1日から同月末日まで</p> <p>第4期 10月1日から同月末日まで</p> <p>第5期 11月1日から同月末日まで</p> <p>第6期 12月1日から<u>同月28日</u>まで</p> <p>第7期 1月1日から同月末日まで</p> <p>第8期 2月1日から同月末日まで</p> <p>第9期 3月1日から同月末日まで</p> <p>2・3 (略)</p>